職場における熱中症対策の強化について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

1. はじめに

厚生労働省では，2025 年 4 月 15 日に，熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため，労働安全衛生規則（以下，「安衛則」という）を改正し，事業者に対し，熱中症を発症した者の早期発見のための体制整備等を義務付けました。

本稿では，2025 年 6 月 1 日に施行される改正安衛則の改正経緯及び内容について説明します。職場における熱中症対策にご活用ください。

2. 令和 6 年職場における熱中症による死傷災害の発生状況

(1) 死傷者数の状況

昨年（2024 年）の職場における熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の業務上疾病者の数（以下，合わせて「死傷者数」という）は，1,257 人でした。このうち 31 人の方が亡くなっており，過去 10 年では，前年に引き続き最も多い人数となっています。なお，死傷者数は過去最多となっています（図－1）。

(2) 業種別発生状況

次に，業種別の死傷災害の発生状況を見てみます。過去 5 年間（2020 ～ 2024 年）で捉えると，建設業，製造業，運送業という順で多く発生しています（図－2）。また，死亡災害では，建設業が最も多く 54 人，次いで製造業の 19 人，警備業の 16 人となっています（図－3）。本稿をご覧の皆さまには，建設業及び警備業で多く発生している状況について改めてご認識いただきたいと思います。

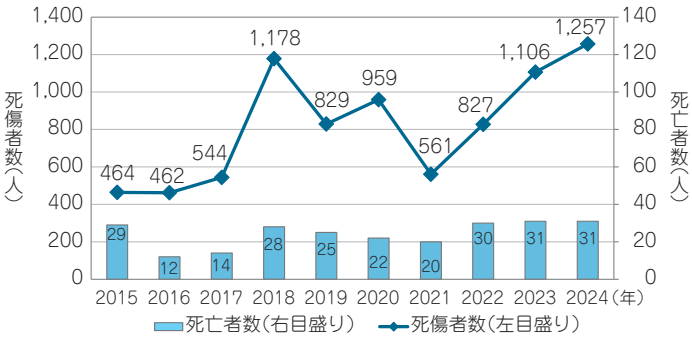

図－1 職場における熱中症による死傷者数の推移

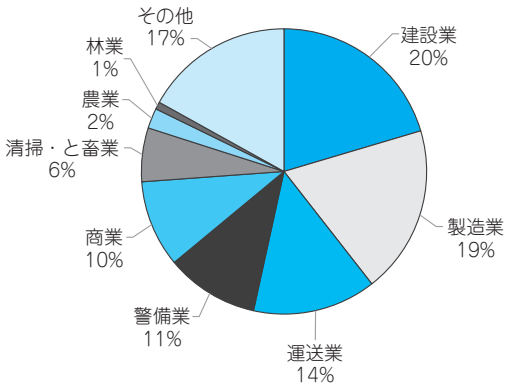

図－2 熱中症による業種別死傷者数の割合（2020 ～ 2024 年計）

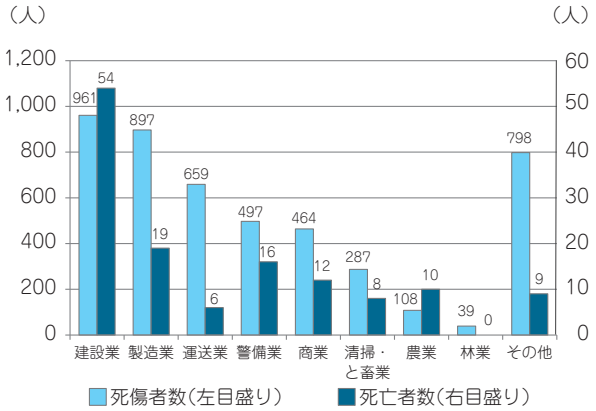

図－3　熱中症による業種別死傷者数
（2020 ～ 2024 年計）

(3)　月・時間帯別発生状況

過去 5 年間（2020 ～ 2024 年）で見ると，全体の約 8 割が 7 月及び 8 月に発生していますが，6 月や 9 月でも発生していることが分かります（図－4）。したがって，早い時期から熱中症対策に取り組む必要があり，暑さ指数（WBGT）把握が有効といえます。

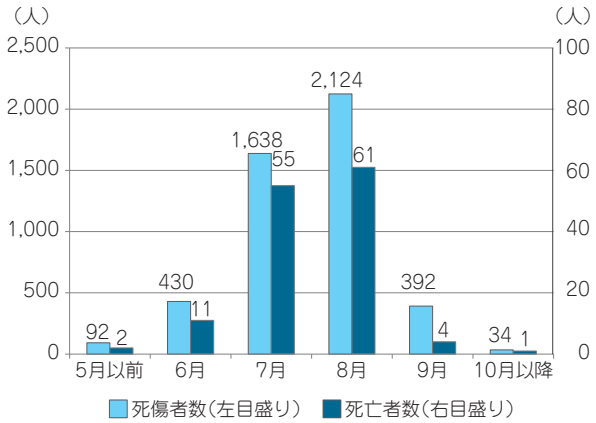

図－4　熱中症による月別死傷者数
（2020 ～ 2024 年計）

次に，時間帯別で見ると，死傷者数は 15 時台が最も多くなっていますが，必ずしも気温の高い時間帯だけではなく，どの時間帯でも発生しているので注意が必要です。また，日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースなども見られます（図－5）。

(4)　年齢別発生状況

過去 5 年間（2020 ～ 2024 年）で見ると，全体の約 5 割が 50 歳以上の方ですが，若年層でも一定程度発生していることが分かります。高年齢者に熱中症リスクの高い方が多いと思われることから留意が必要ですが，一方で，若年層にもしっかりと注意を払う必要があるといえます（図－6）。

(5)　死亡災害の事例

昨年（2024 年）は職場における熱中症により，31 人の方が亡くなられました。皆さまの職場で熱中症による死亡災害を発生させないためには，どのように熱中症が発生し，どのようにして死亡に至っているのか，発生状況を知ることは重要です。これまでの発生状況を見てみると，多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず，熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。また，「休ませて様子を見ていたところ容体が急変した」，「倒れているところを発見された」など，熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていない，と思われる事例も多数認められました（表－1）。

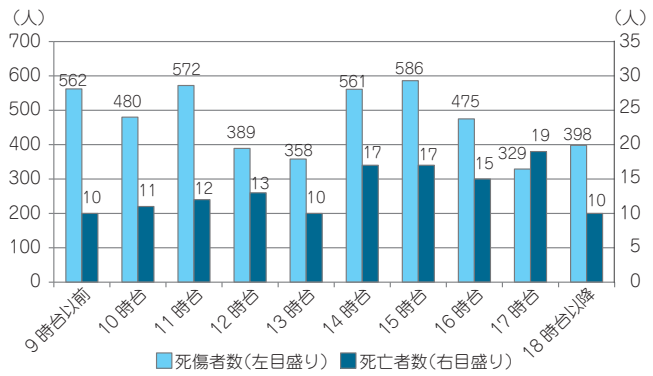

図－5　熱中症による時間帯別死傷者数
（2020 ～ 2024 年計）

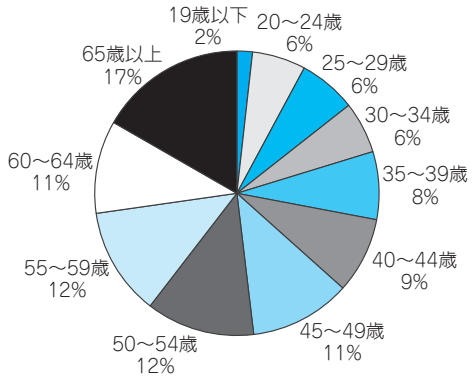

図－6　熱中症による年齢別死傷者数の割合
（2020 ～ 2024 年計）

表－1　昨年（2024年）の死亡災害の事例について

暑さ指数（WBGT）の把握を確認できなかった事例	24件
熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例	14件
発症時・緊急時の措置の確認及び周知していたことを確認できなかった事例	20件
熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例	21件

特に，糖尿病など，熱中症の発症に影響を及ぼすおそれがある疾病や所見を有している方に関しては，なお一層，事業者による健康状態の把握が重要となります。

以下に，建設業・警備業における死亡災害事例の一部を掲載します（表－2）。

表－2　建設業・警備業における発生事例

月	年代	気温，WBGT	事案の概要
7月	70歳代	気温 33.1℃ WBGT 30.5℃	被災者は11時30分頃から工場の天井照明の取替作業をしていたが，13時頃体調が悪くなり冷房の効いた車内で休憩し，会社に熱中症の症状であると連絡をした後，会社まで車を運転して戻り，冷房の効いた車内で休憩をしていたが，14時45分頃意識を失い救急搬送されたが死亡した。
8月	50歳代	気温 33.2℃ WBGT 32.2℃	被災者は交通誘導業務を行っていたが，15時頃に気分が悪くなり，その場で倒れた。救急搬送され，処置が行われたが，翌日に死亡した。
8月	50歳代	気温 31.9℃ WBGT 32.3℃	被災者は8時30分からダンプの運転等の作業に従事していた。14時頃に体調不良等の症状を訴えたため，休憩所で休憩し，14時30分頃に作業再開した。作業が終了し，会社に戻り，帰宅するために車両の助手席に乗ったところ，意識を失い，救急搬送されたが，搬送先の病院で死亡した。

なお，厚生労働省では，令和6年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）をとりまとめて公表していますので，詳しくはそちらをご覧ください（※1参照）。

3.　職場における熱中症による死亡災害の詳細な傾向と有識者ヒアリング

このような状況を踏まえ，厚生労働省では，熱中症による死亡災害を減少させるため，2020～2023年の熱中症による死亡災害103件の分析を行いました。この分析では，熱中症による死亡災害には次の傾向があることが分かりました。

① 死亡災害の約7割は屋外作業で発生しているため，気候変動の影響によりさらなる増加が懸念されること

② 103件のうち，100件が「初期症状の放置・対応の遅れ」により死亡災害に至ったこと

③ 「初期症状の放置・対応の遅れ」の要因としては，症状が重篤化した状態で発見される「発見の遅れ」と医療機関に搬送しない等の「異常時の対応の不備」に大別されること

災害分析の結果からは，早急に求められる対策として，「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項，現場で効果を上げている対策を参考に，現場において死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要であると考えられます。

併せて，このような状況を踏まえ，厚生労働省では，2024年10月に，有識者によるヒアリングを実施しました。ヒアリングの結果，次の意見をいただきました。

① 「熱中症基本対策要綱」等に盛り込んでいる事項は現場において積極的に実施すべきであり，その一部については重篤化防止の観点から義務化も含めて強化することが適当。

② 熱中症を重篤化させないためには，次の2点が重要

1） 可能な限り早期に異常が認められる者（熱中症になりそうな者）を発見すること

2） 異常が認められる者に対し，「暑熱作業からの早期離脱」，「早期の身体冷却」，「有効な休憩設備の利用」，「躊躇ない医療機関への移

送（水分摂取等の様子がおかしい場合）」を実施すること

③　熱中症を重篤化させないためには，各現場において，「作業内容や作業環境に伴う熱中症リスク」や前記②1），2）の具体的実施方法を分かりやすい形で管理者・作業者が共有することが重要。

④　具体的な措置を事業者に義務付ける場合の基準は設けるべきだが，暑さ指数（WBGT）や気温の数値のみで一律に定めるのではなく，「暑さ指数（WBGT）の値」,「作業強度」,「作業時の着衣の状況」等の組合せによることが必要であるが，暑さ指数（WBGT）28 度を超えると急激に，救急搬送者数も増えるため，これを一つの線引きとすることが適当。

⑤　異常を発見するための対応としては，職場巡視等によって自覚症状の有無や受け答えに異変がないかを確認することが必要であるが，具体的な実施方法については，現場の実情に応じ，バディ制やウェアラブル端末の活用など実効性の高い方法とするべき。

⑥　異常が認められる者が発生した場合の対応に関する教育については非常に重要。作業者に対する教育は，「熱中症予防基本対策要綱」で示している「熱中症予防管理者」など，熱中症予防対策に詳しい管理者を各現場において選任し，その者が中心となって実施することが望ましい。

4.　熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

厚生労働省では，熱中症による死傷災害の発生状況や，災害分析，有識者へのヒアリング，関係業界との意見交換を踏まえ，今後の熱中症対策として熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ，その状況に応じ，迅速かつ適切に対処することにより，熱中症の重篤化を防止するため，事業者に対し，

①　熱中症のおそれがある作業*を行う際に，

・「熱中症の自覚症状がある作業者」

・「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め，関係作業者に対して周知すること

②　熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に，

・作業からの離脱

・身体の冷却

・必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること

・事業場における緊急連絡網，緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など，熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め，関係作業者に対して周知することを義務付ける改正安衛則は，2025 年 6 月 1 日から施行されていますので，事業者に対する助言を行う際はこちらについて周知をお願いします。

＊「熱中症のおそれがある作業」とは，暑さ指数（WBGT）28 度又は気温 31 度以上の作業場において行われる作業で，継続して 1 時間以上又は 1 日当たり 4 時間を超えて行われることが見込まれるもの

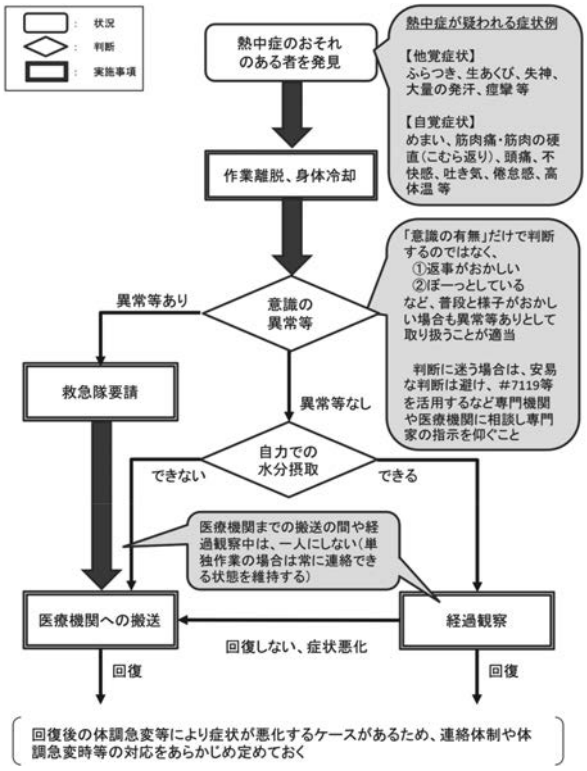

図－7　熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図）①

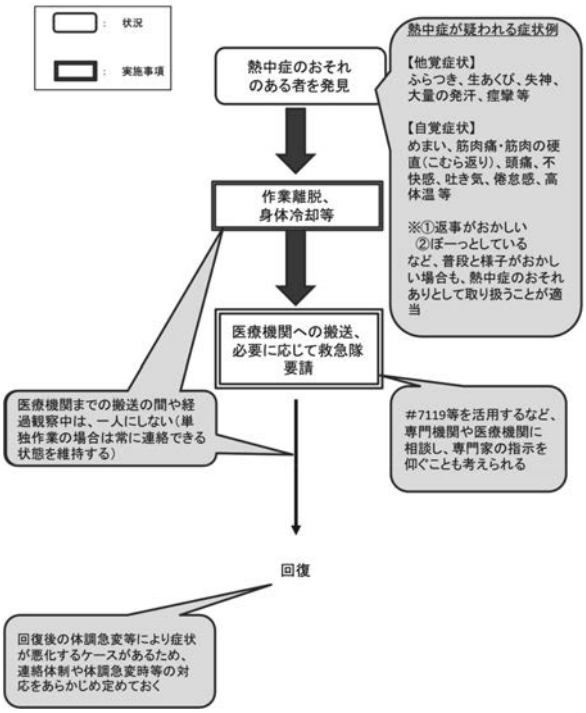

図－8　熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図）②

責任者○○○○（電話○○－○○○○）
代理　○○○○（電話○○－○○○○）

図－9　熱中症発生時（疑いを含む）の報告先の掲示例

特に，熱中症の症状の悪化を防止するために必要な実施手順については，図－7や図－8に例示するフロー図を参考に，事業場ごとに業務実態に合わせてあらかじめ定めていただくことが必要となります。事業場独自に定めていただいても結構です。また，事業場において熱中症の症状が疑われる場合の報告先については，必要に応じて，図－9などを参考に掲示していただきたいと考えています。

5.「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について

厚生労働省では，労働災害防止団体や関係省庁と連携し，毎年5月から9月まで，「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。これにより，全ての職場において熱中症対策が講じられるよう，広く呼びかけています。

本キャンペーンでは，特に次の3点について重点的に呼びかけています。

・暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
・熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ，身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと
・糖尿病，高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと

職場における労働衛生対策は，「作業環境管理」，「作業管理」，「健康管理」の3管理が基本です。これに「労働衛生管理体制」と「労働衛生教育」を加えた5原則は，熱中症対策においても基本となる取組です。そのため，まず，どのような作業環境なのかを知ることが必要です。自分たちの作業現場は，熱中症の危険性がどの程度なのか，高まっているのかを，客観的に確認するため，暑さ指数（WBGT）を把握し，作業場所において基準値を超えるおそれがある場合には，熱中症になる可能性が高くなるので対策を講じることが必要です（例えば，酸欠のリスクのあるタンクに，酸素濃度を測らないで入ることはあり得ませんが，熱中症対策では暑さ指数（WBGT）の把握に相当するので，対策を講じる上で極めて重要といえます）。

暑さ指数（WBGT）の把握は，WBGT測定計（JIS準拠のものを使用ください）で自分の職場を測定することが基本ですが，できない場合は，次の熱中症予防に関する情報サイトで確認してください。

熱中症予防情報サイト

なお，2024年から改正気候変動適応法が施行され，2021年からの「熱中症警戒アラート」を「熱中症警戒情報」として法に位置付け，「熱中症特別警戒情報」が新設されました。それに基づき，「熱中症特別警戒アラート」，「熱中症警戒アラー

ト」が発令されることになりました。「熱中症警戒アラート」は，昨年約 1,700 回発表され，一昨年の約 1.4 倍に達しましたが，「府県予報区内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における，翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が 33 に達すると予測される場合」に発令されます。

本年から新たに発令される「熱中症特別警戒アラート」は，「都道府県内において，全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 35 に達すると予測される場合」に発令されます。「熱中症警戒アラート」は前日午後 5 時及び当日午前 5 時頃，「熱中症特別警戒アラート」は前日午後 2 時頃に発表されるので，あらかじめ発令状況を確認した上で，当日または翌日の作業計画を立てることも重要です。

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」では，まず暑さ指数（WBGT）を把握し，それに応じて対策を講じることを求めています。暑さ指数（WBGT）を把握していない職場では，ぜひ実施してください。なお，実測した暑さ指数（WBGT）は，作業ごとの身体作業強度や衣類，暑熱順化の状況によって評価する必要があります。

特に，キャンペーンの重点取組期間（7 月）中に，事業者において実施していただきたい事項は次のとおりです。

(1) 作業環境管理

暑さ指数（WBGT）の低減対策について，効果を再確認し，必要に応じ追加対策を行う。

(2) 作業管理

① 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く，急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が想定されるが，労働者の暑熱順化ができていないことから，プログラムに沿ってそれを行うとともに，暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底する。

② 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等による確認の徹底を図る。

(3) 健康管理

当日の朝食の未摂取，睡眠不足，体調不良，前日の多量の飲酒，暑熱順化の不足等について，作業開始前に確認，巡視の頻度を増やす。

(4) 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め，重点的な教育を行う。

(5) 異常時の措置

キャンペーン期間中に実施する異常時の措置に加え，体調不良の者を休憩させる場合は，状態の把握が容易に行えるように配慮し，事前に周知されている担当者に連絡を行い，あらかじめ定められた措置の実施手順に従い対処すること。なお，判断に迷う場合は，救急安心センター（＃ 7119）等を活用することも有効である。

6. おわりに

熱中症は，適切な予防法を知っていれば（ほとんどの場合）防ぐことができるといわれます。「自分たちの職場から熱中症による死傷者を出さない」という決意を持って対応いただければと思います。本稿で紹介したデータ等は厚生労働省ホームページで提供していますので，ぜひご活用いただき，職場における熱中症対策に一層取り組んでいただければと思います。

【厚生労働省ホームページの熱中症関連サイト】

※ 1 令和 6 年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（確定値）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_58389.html

※ 2 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html

※ 3 熱中症ポータルサイト
https://neccyusho.mhlw.go.jp/